教職員の服務について

⑧　身分上の義務　その５

「営利企業等の従事制限」

北海道教育庁教職員局教職員課

地方公務員（及び教育公務員）の服務

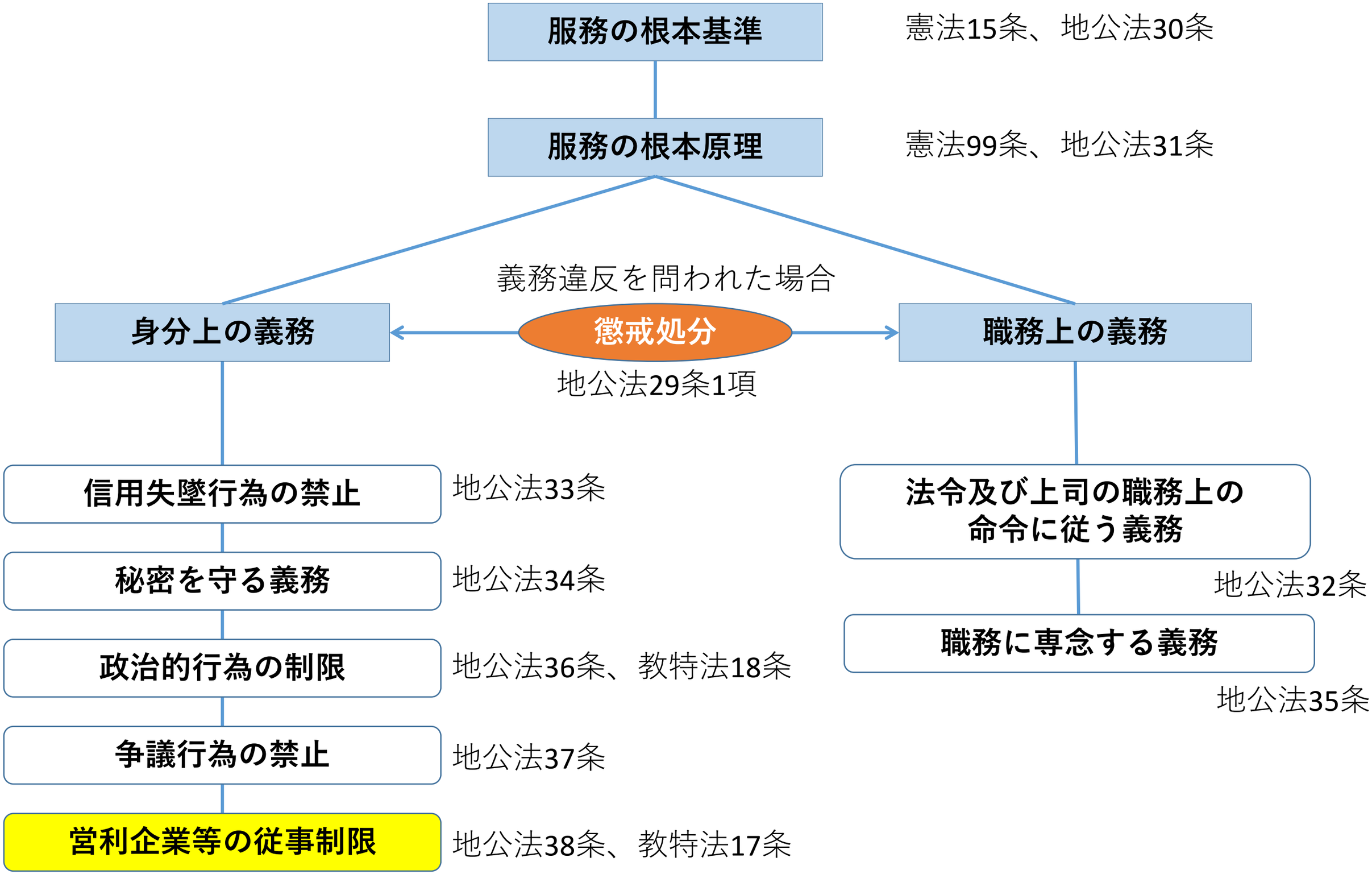

営利企業等の従事制限

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（営利企業への従事等の制限）

第３８条　**職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業**（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）**を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則**（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）**で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。**ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りではない。

２　略

※任命権者～県費負担教職員の場合は市町村教育委員会

【制限される行為】

○　営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねること。

・　役員とは、取締役、監査役のような業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらと同等の権限や支配力を有する地位にある者をいう。

○　自ら営利企業を営むこと。

・　商業、工業、金融業等の業態のいかんを問わない。営利を目的とする限り農業も含まれる。

○　報酬を得て事業又は事務に従事すること。

・　報酬とは、給料、手当などの名称のいかんを問わず、労務、労働の対価として支給されるものをいう。

・　労務、労働の対価ではない給付、たとえば、講演料や原稿料などの謝金や、実費弁償としての車代は報酬に該当しないものと解されている。

営利企業等の従事制限の趣旨

1　職務専念義務との関係

・　職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならず、これに直接、間接に悪影響を及ぼすような行為を職員が行うことについては、勤務時間の内外を問わず制限する必要がある。

・　職員が、特に営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりするときは、そのことに注意と関心を奪われ、知らず知らずのうちに職務に対する集中力が欠けることとなるおそれがある。

2　職務の公正の確保

・　職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、職務の遂行に当たっては特定の利益に偏することなく常に中立かつ公正でなければならない。

・　職員が、特定の会社の役員などを兼ねていたり、また報酬を伴う事務や事業に従事していたりすると、その利益を念頭に置いて職務の公正を害するおそれがある。

3　職員の品位の維持

・　職員は、職の信用を保持し、職全体の名誉を維持しなければならない。

・　職員が世上とかくの風評があるような職業に従事する場合、たとえば、性風俗関係の営業を行うような場合には職員の品位にかかわる問題として、ひいては職全体の信頼性にかかわる場合もあり得るといわなければならない。

（出典：逐条地方公務員法）

「営利企業等の従事制限」の許可事例

代表的な許可事例

○　教科書等の編集・執筆協力
○　副教材の編集協力
○　学習図書の編集員
○　実用英語技能検定（英検）の運営者　など

「営利企業等への従事」として認めない事例

○　学習塾の講師など
※「児童生徒の学校外学習活動の適正化について」
（昭和52年3月18日付け文初中第184号初等中等教育局長通知）
により不適切なものとして例示されている。

教育公務員の兼職兼業

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（抄）

（兼職及び他の事業等の従事）

第１７条　**教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者**（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）**において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。**

２　前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

【教育公務員に特例を設けている趣旨】

○　教員の持っている知識、能力等に関し他に適格者が得がたい場合、広く兼職・兼業を必要とする場合があること。（新学校管理読本（文部科学省））

○　教員の勤務の特殊性から、児童生徒の夏休み等に時間的余裕が認められる場合もあること。（新学校管理読本（文部科学省））

○　教育に関する他の事業、事務に従事することが、本来の職務遂行に役立つ場合があること。（教職員の人事と服務（北海道教育庁教職員人事法令研究会））

「教育に関する他の事業若しくは事務」の範囲についての基準（昭34･2･27人事院職員局長回答）

1．公立または私立の学校または各種学校の長およびこれらの学校の職員のうち、教育を担当し、または教育事務（庶務または会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職

2．公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

3．前２号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するものならびに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職

4．学校法人および社会教育関係団体（文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職ならびにこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

5．国会、裁判所、防衛庁（注・現防衛省）または公共企業に付置された教育機関または教育施設の長およびこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

「教育公務員の兼職兼業」の許可事例

代表的な許可事例

○　大学等の非常勤講師
○　道立学校の教員が、市町村からの依頼に基づき社会教育委員や審議会等の委員に就任

など

過去に問題となった全国的な事例①

沖縄県における「ゼロ校時」事案

【事案の概要】
　平成24年、沖縄県立学校の多くで実施されていた「ゼロ校時」と呼ばれるＰＴＡ主催の補習や特別講座等について、教職員が報酬を得て従事しながら、兼職兼業届を出していなかったことが発覚した事案。

「学校教育団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」（平成24年5月9日24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知）

① **ＰＴＡ等の学校関係団体が生徒の進路実現を図るために実施する補習や特別の講座等の事業について**、（中略）**その事業の内容や実施方法が、学校の本来の教育活動として行われるべきと考えられるもの**（教育課程の一部として実施していると見なさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別が明確でないものなど）**について、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないことから適当でない**こと。

② ①で述べたもの以外の事業についても、**兼職兼業等の対象となるものについては、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条の規定に従い、所定の手続きが適切に行われる必要がある**こと。その際、**事業の実施方法や報酬の多寡等**の態様**が、社会通念上妥当なものであるかどうかについて、適切に判断される必要がある**こと。

過去に問題となった全国的な事例②

教科書見本謝礼事案

【事案の概要】
　平成27年、複数の教科書発行会社が、学校の校長等に検定中の教科書を見せた上、意見を聞いた謝礼として「編集費」を渡していたことなどが発覚した事案。

「教科書採択における公正確保の徹底について」
（平成29年3月28日28文科初第1789号文部科学省初等中等教育局長通知）

（５）教科書発行者との関係について
○　質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。（以下略）

○　一方で、**仮に教員等と教科書発行者の認識が教科書の著作･編集活動あるいは授業研究や教材研究の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性･透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねない**ことから、**教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、**全ての学校・教員等に対して**指導を徹底すること**。

・　教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教員等に対して、法令の他それらの条例･規則等に従う義務がある旨を周知すること。

・　教員等が、法令津に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は加担した場合には、当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

【説明のまとめ】

○　営利企業等への従事については、原則としてこれを禁止していることを理解すること。

○　任命権者（県費負担教職員の場合は服務監督権者）が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合に限り、**例外的に、**営利企業等に従事することが許可されるものであることを理解する必要があること。

○　兼職兼業等の対象となるものについては、法令の規定に従い、所定の手続きを適切かつ確実に行う必要があることを理解すること。